

生ごみは水切りをしっかりと！

生ごみに含まれる水分は、生ごみの重量の約8割を占めています。また、腐敗や悪臭の主な原因となっているため、生ごみの水切りをしっかりとすることで、ごみの減量や臭気防止になります。町内のごみ排出量の減量を図るため、生ごみの水切りにご協力ください。

生ごみの水切り方法

乾かす：ザルや新聞の上に置いて乾かしてください。
絞る：小さな穴を空けた袋などに入れて、水分を絞ってください。

ごみを集積所に出すときはルールを守りましょう

- ① ごみを分別し、町指定ごみ袋を使用してください。
- ② 町指定ごみ袋に「行政区・氏名」を必ず記入してください。
- ③ カラスや動物による食害、周辺への臭いなどを防ぐため、集積所には午前8時までに出してください。

上記を守らず集積所にごみを出す行為が散見されています。
ルールを守らない場合は集積所よりごみ袋を収集しない場合がありますのでご協力をお願いします。

金属資源リサイクル推進のため小型家電製品を回収しています！

小型家電製品には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。小型家電製品のリサイクルにご協力をお願いします。

回収ボックス 設置場所

- ・美郷町役場(正面玄関風除室内)
- ・六郷出張所(正面玄関風除室内)
- ・仙南出張所(正面玄関をまっすぐ入り、美郷町公民館ロビー内)

「小型家電製品回収」で回収できるもの

アイロン、ドライヤー、携帯電話、スマートフォン、ビデオデッキ、HDDレコーダー、デジタルカメラ、ゲーム機、ACアダプター・充電器、各種ケーブル、基盤類、電気式炊飯器、ラジカセ、時計、電子手帳、電卓、パソコン など

「し尿」のくみ取り料金が変わります

4月1日(土)から、「し尿」のくみ取り料金が引き上がります。「し尿」の収集量の減少や急激な物価高騰の影響により、現行の料金での収集業務が困難になっています。利用者の皆さまにはご負担をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

■現在の料金と4月1日(土)以降の料金 (180リットル当たり・税込)

現在の料金	2,140円
4月1日(土)以降の料金	2,460円

身近な消費者相談が増えています

■お試しのつもりが気付かないうちに定期コースを注文してしまったトラブル

【事例】

初回500円のお試し価格で健康食品を一回だけ注文したつもりが、思いがけず2回目の商品が届いた。業者に連絡すると「最低でも4回目まで商品を受け取ってからでないと、解約は受け付けられない」と言われ困ったといった相談です。

【アドバイス】

- ・「お試し」「初回のみ」という言葉につられがちですが、実はさまざまな条件を付けられていることがあるので注意しましょう。
- ・購入を決める前に
 - ① 定期購入が条件とされていないか
 - ② 支払総額はいくらか
 - ③ 解約・返品が可能か、その条件は何かなど、契約書や約款、利用規約などにしっかりと目を通して確認するよう心掛けましょう。

困ったときはすぐに下記や秋田県生活センター南部消費生活相談室(☎0182(45)6104)
または消費者ホットライン「188(いやや)」に相談しましょう！

不妊治療・不育症治療費を助成します

少子化対策の一つとして、不妊治療や不育症治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療および検査に要した費用の一部を助成しています。令和4年4月1日より一般不妊治療、特定不妊治療が保険適用になりました。そのため、助成金額や助成回数が昨年度までと変更されています。

助成対象◆次の要件をすべて満たす方(⑤は「特定不妊治療」の場合のみ)

- ①申請日の1年以上前から美郷町に住所を有し、今後とも在住予定であること(仕事の都合などで、夫婦のどちらかが町外に住所を有している場合はご相談ください)
- ②医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたことがあること
- ③医療保険各法(国保や社保など)の被保険者であること(本人や家族など)
- ④町税や各種使用料などの滞納がないこと
- ⑤秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること

助成金額◆

【特定不妊治療】年間3万円以内

※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成します。

※特定不妊治療の秋田県からの助成額については、秋田県仙北地域振興局福祉環境部(☎0187(63)3404)へお問い合わせください。

【一般不妊治療】治療1回につき9万円以内

【不育症治療】治療1回につき15万円以内

申請方法◆年度末は申請が混み合います。事前に下記へ電話で連絡し、窓口にて申請してください。

申請期限◆3月31日(金)

申請書類◆

- ①美郷町不妊治療・不育症治療費補助金申請書
- ②夫婦の住民票(3カ月以内のもの、写しでも可)
- ③夫婦の保険証の写し
- ④治療費の領収書、明細書の写し
- ⑤助成金の振込口座番号(通帳の写し) ⑥印鑑
- ⑦【特定不妊治療】
 - ・秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知の写し
 - ・秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(の写し)
 - ・秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書の写し(指定医療機関の指示により他の医療機関を受診した場合)
- ⑧【一般不妊治療】一般不妊治療受診等証明書
- ⑨【不育症治療】不育症治療実施医療機関証明書

※初回申請時に限り、戸籍謄本の提出が必要です(県の助成事業対象者は不要)。

申・問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

就学のために転出する学生用の国民健康保険証(マル学保険証)について

美郷町の国民健康保険(国保)に加入している方が、大学などへ就学するために町外に転出するときは、学生用の国民健康保険証(マル学保険証)を交付します。

マル学保険証の交付には手続きが必要です。右記に記載する手続きに必要なものをご持参のうえ、町福祉保健課の窓口までお越しください。

「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中に転居した、氏名が変わった場合は下記へご連絡ください。

■手続きに必要なもの

初めてマル学保険証の交付を受けるとき

- ・国保の保険証 ・在学証明書
- ・窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

マル学保険証を更新するとき

- ・マル学保険証
- ・新年度の在学証明書または学生証の写しなど
 - ※編入などで学校が変わった場合は、編入先の在学証明書が必要です。
- ・窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

※毎年更新手続きが必要です。マル学保険証の交付を受けている方には、更新手続きに関する通知を3月下旬に送付します。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象とした親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容◆「アートパネル」に春を描こう

日時◆3月25日(土) 午前10時～午前11時30分

会場◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)

申込期限◆3月18日(土)

受付時間◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

申 NPO法人みさぽーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907